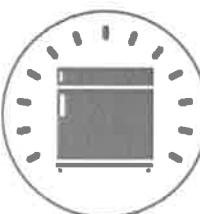


# フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) —平成27年4月施行—

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる  
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)は  
※ 機器を適切に管理する必要があります。

※ フロン排出抑制法の対象となるのは業務用のエアコン及び冷凍・冷蔵機器であって冷媒としてフロン類が使用されている機器です。



## 機器の設置に関する義務

### ■機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全  
※振動源を周囲に設置しない。  
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う。



## 機器の使用に関する義務

### ■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施

※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

### ■漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填\*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施  
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

\* フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

### ■点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

### ■フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定  
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。



## 機器の廃棄等に関する義務

### ■機器廃棄時などのフロン類回収\*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、  
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

\*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

### 回収!